平成２７年（フ）第６０６号
大阪府池田市城南１丁目２番５号　白滝荘５号室、住民票上の住所大阪府池田市伏尾町590番地の１
破産者　田口　俊彦
１　決定年月日　平成27年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６８０号
大阪府吹田市垂水町３丁目８番28―707号
破産者　岡本　智孝
１　決定年月日　平成27年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４２号
堺市東区日置荘北町２丁22番５―202号、開始決定時の住所堺市東区菩提町１丁９番地13
破産者　堀田　眞一
１　決定年月日　平成27年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
大阪府藤井寺市大井４丁目６番23号
破産者　岡田　真希（旧姓西谷）
１　決定年月日　平成27年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８２号
堺市堺区柏木町４丁１番18号
破産者　大川　　勝
１　決定年月日　平成27年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
神戸市垂水区神陵台１丁目１番12―471号
破産者　小原壯一郎
１　決定年月日　平成27年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９２号
兵庫県姫路市手柄125番地３　手柄アートスカイハイツ1006号
破産者　レストランバーブレスこと　小田　一仁
１　決定年月日　平成27年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４４号
大阪府大阪市浪速区幸町２丁目１番17　アルボール西道頓堀505号、旧住所徳島県徳島市佐古四番町５番３号
破産者　伊月亜衣子
１　決定年月日　平成27年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５号
徳島県徳島市山城西４丁目24番地　アーバンスタイル405号室、旧住所徳島県徳島市佐古四番町５番３号
破産者　伊月　博之
１　決定年月日　平成27年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７４号
徳島県徳島市助任本町１丁目24番地の16、旧住所兵庫県神戸市兵庫区新開地４丁目１番15―701号
破産者　原田　　徹
１　決定年月日　平成27年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９号
福岡県久留米市櫛原町53番地４
破産者　緒方　譲二
１　決定年月日　平成27年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４３５号
北九州市若松区青葉台南２丁目12番１号
破産者　石原慎一郎
１　決定年月日　平成27年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４６２号
北九州市八幡西区さつき台１丁目５番８号
破産者　坂田　　誠
１　決定年月日　平成27年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１４号
福岡県福岡市博多区奈良屋町９番３―701号
破産者　相葉　　等
１　決定年月日　平成27年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第２８号
沖縄県那覇市天久２丁目17番７号
破産者　儀保　　優
１　決定年月日　平成27年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１４３号
北海道苫小牧市豊川町３丁目15番16号、開始決定時の住所北海道苫小牧市木場町３丁目４番17号　シャルムフレール203
破産者　西野　浩二
１　決定年月日　平成27年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２号
北海道北見市北７条西２丁目７番地10　寺前マンション２―205号、前住所北海道北見市南仲町２丁目６番10―23号
破産者　平塚　拓哉
１　決定年月日　平成27年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第６５４号
仙台市青葉区小田原６丁目５番55号
破産者　熊谷　清之
１　決定年月日　平成27年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係